

2020年3月13日

「監査基準の改定について（公開草案）」に対する意見

弁護士 中西和幸

1. 「その他の記載内容」が「無」い場合の記載について

二1(3)「その他の記載内容」の記載には、『・「その他の記載内容」について監査人が報告すべき事項の有無。報告すべき事項がある場合はその内容』とある。

この点、「…報告すべき事項がある場合はその内容」とあるが、かかる結論に至った思考過程・検討過程、理由といった、報告すべき事項の有無（通常は「無」であろう。）に関する説明は書かれないことになる。

ところで、監査意見について「KAM」を開示することにより、無限定適正意見（短文）に対する追加的な情報の提供により説明の充実を図っている。その一方で、「その他の記載内容」について、報告すべき理由が「無」であれば、追加的な情報の開示が無い限り、監査報告書等のユーザーに対する開示について、KAMと一貫性を欠くのではなかろうか。

そこで、「その他の記載内容」に関して報告すべき事項の有無について、特に「無」の場合に、「無」と判断した理由、思考過程、検討過程等の説明を補足させることを検討していただきたい。

2. リスク・アプローチの強化について

特段意見はありません。但し、会計のプロではない方にも容易に理解できるよう、平易な表現をお願い致します。

3. 実施時期について

実施時期については、「その他の記載内容」に関する開示については海外と比べて遅延していることから、株主に対する開示も含め、監査基準は早期に実施することが望ましいと考えられる。

早期実施には準備が必要という一般論もあり得るが、会計監査における Read & Consider は既に実施されていることからすると、特段煩雑な準備は必要がないことから、やはり実施時期はより早期が良く、「2021年3月期」決算にかかる財務諸表の監査から実施することが適切であると考えている。もし、かかる実施期間に間に合わない企業や監査法人があったとしても、こうした取り組みに追随できない当事者側の問題であり、日本の資本市場の信頼性より優先する必要があるとは思われない。

但し、「2021年3月期」決算に間に合わない場合は、1事業年度に限り、「その他の記載内容」の検討を実施していない場合はその旨を記載することを認め、かかる記載があっても、上場廃止としない、証券取引所における実効性確保措置の対象とはしない等の、ペナルティを科さないこととすること等、原則早期実施とし、間に合わない企業については開示で対応するなど救済措置も考えられるところである。その他早期実施に向けた工夫を検討し、早期に実施することが適切である。

以上、 会計の素人の発想かもしれませんが、ご検討下さい。